

## 宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、情報通信関連企業の立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用の機会の増大を図り、県民生活の安定向上に資するため、県内で新たに情報通信関連事業所を開設する企業に対し、その事業所設置等に要する経費について、予算の範囲内において宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨励金 次に掲げる奨励金をいう。

イ 投下固定資産等奨励金

ロ 雇用奨励金

(2) 情報通信関連事業所 次に掲げる事業所をいう。

イ 主に日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定するソフトウェア業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、開発拠点又は本社等に該当するもの

ロ 事務業務オフィスに該当するもの

(3) 開設 県外事業者が新たに県内に事業所を設置する場合又は県内事業者が事業拡張等のため新たに県内に事業所を設置する場合（移転は除く。）、若しくは新たに県内に事業所を設置して起業するものをいう。ただし、奨励金交付対象事業所内に転貸借等により設置するものは除く。

(4) 開発拠点 情報通信関連事業所のうち、開発機能等を有するもの

(5) 本社等 情報通信関連事業所のうち、次に掲げるもののいずれかに該当するもので、地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けたものをいう。

イ 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

(イ) 調査及び企画部門

(ロ) 情報処理部門

(ハ) 研究開発部門

(ニ) 国際事業部門

(ホ) その他管理業務部門

ロ 研究所

ハ 研修所

(6) 事務業務オフィス 情報通信関連事業所のうち、アプリケーションソフトを使って文章やデータ入力、資料や書類の作成など、事務的職業求職者が一般的に保有しているスキルにあった事務業務、又は短期間の研修で習得することができるスキ

ルがあれば十分従事可能な事務業務を専ら又は集中的に行う事業所（バックオフィス、BPOオフィスなど）をいう。ただし、コールセンターは除く。

(7) 常時雇用者 県内で新たに第2号イの事業所を開設する企業に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定される者を除く。）のうち次の要件のいずれも満たす者であって、当該情報通信関連事業所で雇用される者をいう。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者

ロ 新たに雇用された県内に住所を有する者または事業所の開設にあたり新たに県内に住所を有することとなった者

ハ 第2号イの事業所で事業に直接従事する者（役員は除く。）

ニ 雇用期間の定めのない常勤の雇用形態により従事する者

(8) 雇用者 県内で新たに第2号ロの事業所を開設する企業に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定される者を除く。）のうち次の要件のいずれも満たす者であって、当該情報通信関連事業所で雇用される者をいう。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者

ロ 新たに雇用された県内に住所を有する者または事業所の開設にあたり新たに県内に住所を有することとなった者

ハ 第2号ロの事業所で事務業務に従事する者

(9) 投下固定資産額 県内に情報通信関連事業所を設置する企業が所有する当該事業所を構成する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された固定資産（家屋及び償却資産に限る。）（以下「固定資産」という。）の課税標準額をいう。

（奨励金交付対象事業所の指定の申請等）

第3 奨励金の交付を受けようとする者は、県内で新たに情報通信関連事業所を開設する日（以下「開設日」という。）から起算して30日前までに、奨励金交付対象事業所指定（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、奨励金交付対象事業所の指定の申請をしなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 企業の概要を明らかにする書類

(3) 事業所の図面

(4) 最近3年分の事業報告書及び決算書

(5) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(6) 本社等にあつては、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を証する書類の写し

2 知事は、前項の規定により指定の申請のあった情報通信関連事業所のうち適当と認めるものを奨励金交付対象事業所として指定する。

- 3 前項の規定により奨励金交付対象事業所の指定を受けた者は、開設日から起算して3年以内に奨励金交付対象事業所の県内での移転又は増設（以下「3年以内移転等」という。）をする場合は、当該3年以内移転等後の営業開始日（以下「移転等後営業開始日」という。）から起算して30日前までに、奨励金交付対象事業所指定（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、奨励金交付対象事業指定の変更の申請をしなければならない。
  - (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) 事業所の図面
- 4 知事は、前項の規定による奨励金交付対象事業所の指定の変更の申請を適当と認めるときは、当該変更を承認する。
- 5 第2項の規定による指定及び第4項の規定による承認は、奨励金交付対象事業所指定（変更承認）通知書（様式第3号）によって通知するものとする。

（投下固定資産等奨励金）

第4 知事は、奨励金交付対象事業所（事務業務オフィスは除く。）のうち次の各号に掲げる合計額のいずれかが1,000万円を超えるものを設置する者（以下「投下固定資産等奨励金交付対象事業者」という。）に投下固定資産等奨励金を交付する。

- (1) 次に掲げる額の合計額
    - イ 新設した奨励金交付対象事業所に係る固定資産の開設日の翌年の1月1日現在における投下固定資産額
    - ロ 新設した奨励金交付対象事業所の事業の目的のため賃借している土地、建物又は設備機器のそれぞれの賃貸借契約に係る賃借料の5年分相当額の合計額（当該賃貸借契約で1年に満たない期間がある場合は、当該賃貸借契約に係る1年に満たない契約期間の賃借料に365を乗じ、1年に満たない契約期間の日数で除した額を1年分相当額とする）
  - (2) 次に掲げる額の合計額
    - イ 3年以内移転等をした奨励金交付対象事業所に係る固定資産の当該移転等後営業開始日の翌年の1月1日現在における投下固定資産額
    - ロ 3年以内移転等をした奨励金交付対象事業所の事業の目的のため賃借している土地、建物又は設備機器のそれぞれの賃貸借契約に係る賃借料の5年分相当額の合計額（当該賃貸借契約で1年に満たない期間がある場合は、当該賃貸借契約に係る1年に満たない契約期間の賃借料に365を乗じ、1年に満たない契約期間の日数で除した額を1年分相当額とする）
- 2 投下固定資産等奨励金の額は、別表の区分に従い、奨励金交付率を乗じて得た額とし、右欄に掲げる交付限度額を限度とする。なお、基準日は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 投下固定資産に係る奨励金については、前項第1号に掲げる合計額が1,000万円を超える奨励金交付対象事業所（以下「1号奨励金交付対象事業所」という。）にあつては開設日の翌年の1月1日、前項第2号に掲げる合計額が1,000万円を超える奨励金交付対象事業所（1号奨励金交付対象事業所を除

く。) (以下「2号奨励金交付対象事業所」という。) にあつては移転等後営業開始日の翌年の1月1日における投下固定資産額

(2) 賃借料に係る奨励金については、1号奨励金交付対象事業所にあつては開設日、2号奨励金交付対象事業所にあつては移転等後営業開始日から起算して1年間の土地賃借料(賃借に付随する諸経費を除く。)、建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く。)及び設備機器賃借料の合計額

3 前項の規定にかかわらず、投下固定資産等奨励金交付対象事業者が、投下固定資産等奨励金の交付対象となる投下固定資産、土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料を対象として県から投下固定資産等奨励金以外の補助金等を交付される場合は、同項の規定による投下固定資産等奨励金の合計額(前項の規定の適用がある場合は交付限度額)から当該補助金等の額を減じて得た額を交付するものとする。

4 投下固定資産等奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 知事は、投下固定資産等奨励金の交付に当たり条件を付することができるものとする。

6 投下固定資産等奨励金は、奨励金交付対象事業所が開設した年の翌年の4月1日以降に交付するものとする。

7 知事は、投下固定資産等奨励金の交付申請額の総額が当該年度の予算額を超えるとときは、当該年度における投下固定資産等奨励金交付対象事業者の投下固定資産等奨励金の額を減額し、及び当該年度の翌年度又は翌翌年度に交付することがある。

8 政令市及び中核市を除く市町村に奨励金交付対象事業所(事務業務オフィスは除く。)を開設する場合、前項までの規定中、「1,000万円」とあるのは、「150万円」とする。

(投下固定資産等奨励金の交付の申請等)

第5 投下固定資産等奨励金交付対象事業者が投下固定資産等奨励金の交付を受けようとするときは、知事が指定した日までに次の各号に掲げる額に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、投下固定資産等奨励金交付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(1) 第4第2項第1号に掲げる額 固定資産評価証明書

(2) 第4第2項第2号に掲げる額 第4第1項第1号ロに規定する賃貸借契約の写し

2 投下固定資産等奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(投下固定資産等奨励金の返還)

第6 知事は、規則第6条の規定により投下固定資産等奨励金の交付の決定の通知を受けた者(以下「投下固定資産等奨励金交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、投下固定資産等奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けたとき

(2) 第4第5項の規定により付した条件に違反したとき

(3) 投下固定資産等奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年以内に当該交付決定に係る奨励金交付対象事業所の営業を中止、廃止又は縮小したとき

(4) その他法令に違反する行為を行ったとき

2 投下固定資産等奨励金交付決定者は、前項第2号に該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(雇用奨励金)

第7 知事は、奨励金交付対象事業所のうち、次の各号に掲げる基準日において常時雇用者の数が5人以上（事務業務オフィスの場合は雇用者の数が10人以上）であるものを設置する者（以下「雇用奨励金交付対象事業者」という。）に、それぞれ当該各号に定める額（当該額が負となる場合にあつては、零）を雇用奨励金として交付する。

(1) 開設日（2号奨励金交付対象事業所にあつては、移転等後営業開始日。以下同じ。）から1年を経過した日（以下「1年経過日」という。）

開発拠点又は本社等	1年経過日における常時雇用者（2号奨励金交付対象事業所にあつては、移転等後営業開始日以前の常時雇用者を含む。以下同じ。）の数に30万円（県内の教育機関を新たに卒業する者を常時雇用者として雇用する場合は、60万円。以下同じ。）を乗じて得た額
事務業務オフィス	1年経過日における雇用者（2号奨励金交付対象事業所にあつては、移転等後営業開始日以前の雇用者を含む。以下同じ。）の数に30万円（雇用者が雇用期間の定めのある労働者である場合は、15万円。以下同じ。）を乗じて得た額

(2) 開設日から2年を経過した日（以下「2年経過日」という。）

開発拠点又は本社等	1年経過日において常時雇用者の数が5人以上である場合にあつては2年経過日における常時雇用者の数から1年経過日における常時雇用者の数を減じた額に30万円を乗じた額、1年経過日において常時雇用者の数が5人未満である場合にあつては2年経過日における常時雇用者の数に30万円を乗じて得た額
事務業務オフィス	1年経過日において雇用者の数が10人以上である場合にあつては2年経過日における雇用者の数から1年経過日における雇用者数を減じた数に30万円を乗じた額、1年経過日において雇用者の数が10人未満である場合にあつては2年経過日における雇用者の数に30万円を乗じて得た額

(3) 開設日から3年を経過した日（以下「3年経過日」という。）

開発拠点又は本社等	1年経過日又は2年経過日において常時雇用者の数が5人以上である場合にあつては3年経過日における常時雇用者の数から1年経過日又は2年経過日における常時雇用者の
-----------	--

	数のうちいずれか大きい数を減じた額に30万円を乗じた額、1年経過日及び2年経過日において常時雇用者の数が5人未満である場合にあっては3年経過日における常時雇用者の数に30万円を乗じて得た額
事務業務オフィス	1年経過日又は2年経過日において雇用者の数が10人以上である場合にあっては3年経過日における雇用者の数から1年経過日又は2年経過日における雇用者の数のうちいずれか大きい数を減じた額に30万円を乗じた額、1年経過日及び2年経過日において雇用者の数が10人未満である場合にあっては3年経過日における雇用者の数に30万円を乗じて得た額

- 2 政令市及び中核市を除く市町村に奨励金交付対象事業所を開設する場合、前項までの規定中、「常時雇用者の数が5人」とあるのは「常時雇用者の数が3人」とし、「雇用者の数が10人」とあるのは「雇用者の数が5人」とする。
- 3 第1項の規定による雇用奨励金の交付限度額は、同項各号の基準日ごとにそれぞれ1,000万円（事務業務オフィスの場合は500万円）とする。
- 4 知事は、雇用奨励金交付対象事業者が、雇用奨励金の交付対象となる常時雇用者又は雇用者を対象として県から雇用奨励金以外の補助金等を交付される場合は、第1項の規定による雇用奨励金の合計額から雇用奨励金以外の補助金等の額を減じて得た額を交付するものとする。
- 5 雇用奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 知事は、雇用奨励金の交付に当たり条件を付することができるものとする。
- 7 知事は、雇用奨励金の交付申請額の総額が当該年度の予算額を超えるときは、当該年度における雇用奨励金交付対象事業者の雇用奨励金の額を減額し、及び当該年度の翌年度又は翌々年度に交付することがある。

（雇用奨励金の交付の申請等）

第8 雇用奨励金交付対象事業者が雇用奨励金の交付を受けようとするときは、知事が指定した期日までに、次の書類を知事に提出しなければならない。

（1） 開発拠点又は本社等の場合

- イ 雇用奨励金（常時雇用者）交付申請書（様式第5号）
- ロ 常時雇用者一覧表（様式第6号）
- ハ 移転又は増設以前の雇用者一覧表（様式第7号）（雇用奨励金の交付に係る奨励金交付対象事業所が2号奨励金交付対象事業所である場合に限る。）

（2） 事務業務オフィスの場合

- イ 雇用奨励金（雇用者）交付申請書（様式第8号）
- ロ 雇用者一覧表（様式第9号）
- ハ 移転又は増設以前の雇用者一覧表（様式第7号）（雇用奨励金の交付に係る奨励金交付対象事業所が2号奨励金交付対象事業所である場合に限る。）

2 雇用奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(雇用奨励金の返還)

第9 知事は、規則第6条の規定により雇用奨励金の交付の決定の通知を受けた者（以下「雇用奨励金交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、雇用奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 第7第6項の規定により付した条件に違反したとき
- (3) 3年経過日における常時雇用者（事務業務オフィスの場合は雇用者。以下同じ。）の数が1年経過日又は2年経過日における常時雇用者の数のうちいずれか大きい数より小さいとき（第2号に該当するときは除く。）
- (4) 3年経過日から雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から5年を経過した日までの間に常時雇用者数が3年経過日の常時雇用者の数に比較し著しく減少したとき
- (5) その他法令に違反する行為を行ったとき

2 雇用奨励金交付決定者は、前項第2号から第4号までのいずれかに該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

3 雇用奨励金交付決定者は、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から5年間、次の各号に掲げる書類を備え付けなければならない。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 雇用保険への加入状況を証する書類
- (3) 住民票抄本の写し若しくは謄本の写し又はこれに準ずる書類

(奨励金の確定)

第10 投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の交付の決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(承継)

第11 投下固定資産等奨励金交付対象事業者又は雇用奨励金交付対象事業者が、合併、譲渡、相続その他の事由により、投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から起算して5年以内に奨励金交付対象事業所に係る事業を承継させようとする場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(書類の提出等)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とし、産業デジタル推進課に提出するものとする。

- 2 知事は、第3第1項に規定する奨励金交付対象事業所指定申請書の提出があったときは、その内容について、事業所の所在する市町村の長に対し、意見を求めることができる。

(雇用状況の報告)

第13 雇用奨励金交付決定者は、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日が属する年度から5か年度間、各年度末に、当該交付の対象となった事業所の雇用状況等について、様式第10号により報告しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、知事は、必要に応じて、雇用奨励金の交付の決定の通知を受けた者に対し、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日が属する年度から5か年度間、交付の対象となった事業所の雇用状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年12月24日から施行し、平成14年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱第8の規定により奨励金交付申請書又は加算奨励金交付申請書を1以上知事に提出した者に係る改正後の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後立地推進計画（附則様式）を策定した市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）であって施行日前に電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて、専任のオペレータが、集約的に顧客サービス等の業務を行う事業所（以下「コールセンター等」という。）又は主に県外の顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供する事業所（以下「BPOオフィス」という。）に関する補助金等の制度を有するもののうち知事が承認したものに、コールセンター等又はBPOオフィスを新設した企業に係る改正後の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱の適用については、平成22年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 本社等に対する補助金については、地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を平成30年3月31日までに受けたものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場

合に、当該補助金にも適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 本社等に対する補助金については、地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を平成32年3月31日までに受けたものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 施行日前に改正前の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱第3の規定により奨励金交付対象事業所指定申請書を知事に提出した者に係る改正後の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱の適用については、なお従前の例による。
- 4 本社等に対する補助金については、地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を令和6年3月31日までに受けたものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 施行日前に改正前の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱第3の規定により奨励金交付対象事業所指定申請書を知事に提出した者に係る改正後の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱の適用については、なお従前の例による。
- 4 本社等に対する補助金については、地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を令和6年3月31日までに受けたものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 施行日前に改正前の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱第3の規定により奨励金交付対象事業所指定申請書を知事に提出した者に係る改正後の宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付要綱の適用については、なお従前の例による。
- 4 本社等に対する補助金については、地域再生法第17条の2第3項に規定する地方

活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を令和8年3月31日までに受けたものとする。

別表（第4関係）

区 分	奨励金交付率		奨励金 交付限度額
	投下固定資産額に 対するもの	賃借料に対するもの	
開 発 拠 点	1 / 10	1 / 3	1,000万円
本社等及び開発拠点	1 / 10 + 1 / 10	1 / 3 + 1 / 10	2,000万円
本 社 等	1 / 10	1 / 10	1,000万円